

国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の支払証明が必要な方へ

市役所水口庁舎、各旧支所の地域市民センターで無料で発行します。(普通徴収分のみ)

なお、甲賀市の各申告相談会場で申告される人については、国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の支払証明は必要ありません。(他の市区町村での支払分を除く)

農業所得の収支計算

水稻・麦・大豆・出荷野菜等の農作物を栽培されている人は農業所得の収支計算が必要です。

■対象となる作物 水稻・麦・大豆・出荷野菜・茶・果樹・花 等

■収入と必要経費の集計について

収入…出荷伝票、納品書控、通帳等で平成24年中の収入金額

必要経費…平成24年中の収入になる農作物に対する「肥料、農薬、種子、水利費、土地改良費、減価償却費等の経費」

■収支計算方法 収入金額－必要経費＝所得金額

■書類の保存 伝票やJAの組合員勘定も必要です。整理し保存しておいてください。

平成24年分収支内訳書(農業所得用)を作成し、申告相談にお越しください。

申告相談のお願いと注意事項

申告相談でお待ちいただく時間をできるだけ短くするために次のことにご協力ください。

■必要書類

◎申告時には扶養控除等の判定のため、家族全員の所得のわかる書類も持参ください。

◎医療費控除を受ける場合は、領収書は医療を受けた人ごとの病院別・支払日順に並べ、「医療費の明細書」に合計額を記載してください。(「医療費の明細書」は、税務署、税務課、各旧支所の地域市民センター、申告会場にあります)

◎振替納税を利用される場合は、申告者本人の口座番号、金融機関名、支店名がわかるものと金融機関へのお届印。

◎還付が見込まれる場合は、申告者本人の口座番号、金融機関名、支店名がわかるもの。

◎昨年の確定申告書および収支内訳書の控えをお持ちの方は、必ず申告相談に持参してください。

◎確定申告書に収支内訳書を付ける必要がある場合は、必ず事前に収支内訳書を作成してご来場ください。

◎次の申告については、受付できませんので、税務署の申告会場で申告をしてください。

- ・譲渡所得(土地・株式等)のある方
- ・住宅借入金(取得)等特別控除を初めて受ける方
- ・雑損控除を受ける方
- ・青色申告の方
- ・消費税の申告
- ・事業所得(農業・営業等所得)の合計収入金額が1,000万円以上の方
- ・納税者が死亡された場合の確定申告(準確定申告)・その他複雑な内容の申告

問い合わせ

住民税(市県民税)について…税務課 ☎65-0679 ☎63-4574

所得税について……………水口税務署 ☎62-0314 (自動音声により案内しております)

●国民年金保険料の控除証明書について

国民年金保険料は、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納付した場合と同様に、社会保険料控除としてその年の所得から控除され、税額が軽減されます。

・平成24年中に国民年金保険料を納付された方には、日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送付されますので、確定申告書の提出の際には必ず添付してください。

・控除証明書に関する照会、再発行の依頼については、日本年金機構へ直接お問い合わせください。

【日本年金機構 控除証明書専用ダイヤル】

☎0570-070-117

☎03-6700-1130 (IP電話用)

問い合わせ

保険年金課 国保年金係

☎65-0688 ☎63-4618

障害者控除対象者認定とおむつ使用証明書に代わる確認書

■障害者控除対象者認定書

～要介護認定を受けている方は、障害者控除を受けられる場合があります。～

要介護認定を受けている方は、障害者手帳などの交付を受けていなくても、65歳以上で認知症や寝たきりなど心身の状況が一定の基準に該当する場合は、申請により「障害者控除対象者認定書」の交付を受けると障害者控除の対象となります。

【対象者】

〈特別障害者控除〉

- ① 日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常時介護を必要とし、目を離すことができない状態の方
- ② 6か月以上寝たきり状態で、排泄、食事、着替えに介助を必要とする方
- ③ 指定医の診断書等で身体障がいの程度が1級または2級に該当する方

〈障害者控除〉

- ④ 日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする状態の方
- ⑤ 指定医の診断書等で身体障がいの程度が3級から6級に該当する方

上記のような状態が見られる方は申請してください。①②④の方は、要介護認定調査票の日常生活自立度を、また③⑤の方は、申請時に提出いただいた診断書等で障がいの程度を確認した後、該当する方については認定となります。

なお、既にこの認定を受けている方は申請の必要はありませんが、認定の時と比べ、認知症や寝たきりの程度に変更がある場合は再度申請が必要となります。認定書原本は、翌年以降も繰り返しご使用いただきますので、なくさないように保管してください。

■おむつ使用証明書に代わる確認書

要介護認定を受けている方で、おむつ代の医療費控除を受けようとする方は、1年目は主治医の「おむつ使用証明書」が必要ですが、2年目以降はこれに代わり、市が交付する「おむつ代の医療費控除証明必要事項の確認書」で申告することができます。

平成24年中におむつを使用していて、前年に引き続きおむつ代の医療費控除を受けようとする方は申請してください。

ただし、この確認書は要介護認定の主治医意見書の内容により確認いたしますので、前年に主治医の「おむつ使用証明書」を受けておられても、確認書を交付できない場合がございますのでご了承ください。

各申請については市民窓口センター、各地域市民センター(旧支所)、長寿福祉課まで提出してください。また該当する方への確認書・認定書は後日郵送にて交付します。

不明な点については、下記までお問い合わせください。

問い合わせ

長寿福祉課

介護保険係

☎65-0698

☎63-4085

税務署からのお知らせ

水口税務署の確定申告会場は、「水口社会福祉センター 福祉ホール」です。

(会場では、パソコンを利用した申告書の作成を推進しています。)

開設期間 2月18日(月)～3月15日(金) ※土・日は開設しておりません。

開設時間 午前9時～午後5時 ※会場の都合により、午後4時頃までにお越しくださいますようお願いいたします。

所在地 甲賀市水口町水口5609 (水口税務署北隣り)

※当会場では納税はできません。(税務署、又はお近くの金融機関等をご利用ください。)

※上記開設期間中は、水口税務署庁舎内では申告相談を行っておりません。確定申告書等の用紙が必要な方は「確定申告会場」までお越しください。

※税務署では納税、納税証明書の発行のみを行います。

当申告会場に関する問い合わせ

水口税務署 個人課税部門

☎62-0314

(自動音声によりご案内しております)